

自社用の備品や車など

仕入れて売るため…ではなく、
自社で「社内用の備品」を
買ったとき。

その単価が 10 万円以上なのに
“消耗品費”としてしまって
いませんか？

仕事用の車を買ったとき。

“車両費”という勘定科目を
うっかり選んでいませんか？

そのままの入力結果で決算書や
申告書を作ってしまうと、それは
「間違い」です。

大事なポイントなので
しっかり押さえておきましょう。

【これではダメ！】



社内用 PC の領収書。
消耗品で入力した。
何でこれがダメ？

単価 10 万超えは
器具備品として
いったん資産項目に
しとかないと。

【あるべき姿】



選択肢その 1

借方	金額	貸方	金額
器具備品	275,000	現金	275,000
減価償却費	275,000	器具備品	275,000

選択肢その 2

借方	金額	貸方	金額
器具備品	275,000	現金	275,000
減価償却費	個別に計算	器具備品	個別に計算

但し上記の「選択肢その 1」は青色申告の適用をうけている
個人事業主と法人だけが選べるものです。

これは固定資産取得の一例です。その他の注意点については
当事務所より個別にご説明・ご案内差し上げます。

【会計ソフトではこうなっている！（free の場合）】

① まずは取引そのものを登録

勘定科目がポイント。
工具器具備品、車両運搬具などの
「固定資産」カテゴリのものを
選びましょう。

② 固定資産台帳にも情報を登録

どの会計ソフトにもついている。
「固定資産台帳」に情報を
登録しておきましょう。
※減価償却費の計算がラクに！